

# 令和3年度第1回定時理事会議事録

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

- 1 日 時 令和3年6月9日(水)  
10時30分から11時15分まで
- 2 場 所 事務局共用会議室(渋谷区千駄ヶ谷一丁目29番9号)
- 3 理事現在数 7名
- 4 定 足 数 4名(理事の過半数の出席をもって成立)
- 5 出 席 者 7名(理事以外を含む)  
理 事 5名  
(理事長)並木一夫、(常務理事)安藤博  
(理事)今村啓爾、梶原洋子、中川冷子  
(中川理事はWeb会議システムにより参加)  
監 事 2名  
松田二郎、江川秀章
- 6 議 題  
第1号議案 令和2年度事業報告及び決算について  
第2号議案 評議員会の開催並びに議事に付すべき事項について
- 7 議事に至るまでの経過  
定刻となり、理事会を開会した。議事に入るまで、高木事務局長が進行役を務めた。冒頭、中川理事はWeb会議システムを利用して理事会に参加する旨の報告がなされ、Web会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時適格な意見表明が互いにできる仕組みとなっていることが確認された。続いて、当理事会は東京都スポーツ文化事業団理事会会議規程第7条に定める定足数を満たし、また本会議が有効に成立する旨を報告し、定款第32条に基づき理事長が議長を務める旨を説明した。  
これを受け、並木理事長が議長として、開会を宣言した。定款第34条により、議事録署名人は理事長及び出席した監事が務めることを確認し、議事を開始した。
- 8 議事の経過及び結果  
(1)(審議事項)第1号議案 令和2年度事業報告及び決算について  
① 議案説明

議長が本議案について事務局に説明を指示し、高木事務局長が説明を行った。

② 監査報告

説明終了後、議長が監事による監査報告を求めたところ、江川監事から「6月7日に令和2年度の公益財団法人東京都スポーツ文化事業団の業務及び会計の監査を実施し、結果として、事業報告書の内容は真実であること、及び財務諸表は当事業団の財産及び収支の状況を正しく表示していることと認めた。」旨の報告があった。

③ 議決

監事からの報告終了後、議長が質疑及び意見を求めたところ、「異議なし」の声があり、第1号議案は、出席全理事一致をもって原案どおり可決された。

(2) (審議事項) 第2号議案 評議員会の開催並びに議事に付すべき事項について

① 議案説明

議長が事務局に対して本議案の説明を指示し、高木事務局長が説明を行った。

② 議決

説明終了後、質疑はなかった。そこで、議長が本議案について諮ったところ、「異議なし」の声があり、第2号議案は出席全理事一致をもって原案どおり可決された。

9 報告事項

(1) 理事長及び常務理事の職務執行状況について

定款第23条第3項に基づき、理事長及び常務理事それぞれの職務執行状況報告を行った。

(2) コンプライアンス委員会活動状況報告について

東京都の指導監督指針に基づき、コンプライアンス委員会の活動状況について報告を行った。

10 その他

その他、事業団の運営全般に関して意見・質問を求めたところ、以下の発言があった。

(意見)

スポーツ界で盗撮問題が話題となったが、女性が安心してスポーツに取り組めるよう、しっかりと施設の管理をお願いしたい。

以上をもって理事会の議事を全て終了したため、議長が終了を宣し、午前11時15分、散会した。